

2012 年度前期
京都大学法科大学院「国際法特講」
京都大学公共政策大学院「国際法・人と活動」

担当 瀧本正太郎
(法学研究科教授)

第 2 回 4 月 16 日

第 3 回 4 月 23 日

問題

以下の架空の事実関係に基づき、アイレスさん側としては、誰に対し、どのような法的主張をすることが可能か。裁判所に訴訟を提起することも視野に入れて、議論を構築せよ。

* * *

アイレスさんは南米のある国の国籍を有しており、出入国管理及び難民認定法上の在留資格・就労資格を得て、2008 年から日本で仕事をしている。現在では、日本語での意思疎通に全く問題はない。

2012 年 2 月 1 日に、アイレスさんは、同国籍の同僚 4 名と一緒に、勤務先の街の繁華街にある居酒屋ワミタに入ろうとした。すると、店長が出てきて、「申し訳ありませんが、外国の方にはご遠慮いただいておりますので」と言って店に入れてくれなかった。なぜ外国人は入れないのか、と問うと、「いえ、申し訳ございません。外国の方は、すみませんが、ちょっと……」とひたすら頭を下げるだけでらちがあかない。そこで、あきらめて近くの別の居酒屋シャクラに行くと、そこでもほぼ同じ対応をされ、丁寧なやり方ではあるものの、やはり入店を拒否された。その日は、そこであきらめて、南米出身の店主が経営し、南米出身者が客の大半を占めるバー・アンデスに出かけた。

翌日、職場でこの話をしたところ、少なからぬ南米出身の同僚が同じような経験をしていた。入店拒否の理由については、「外国人だから」という以上の説明を受けた者はいなかったが、いろいろ話をしてみると、どうやら、外国人の中に居酒屋で大騒ぎしたり暴れたりした者がいるようで、そのために店側が外国人をいやがっているようだ、との話に落ち着いた。

そこで、2 月 8 日に、アイレスさんは、1 日に入店を断られたワミタを再び訪れ、私たちは騒いだりしないし、万一他の客に迷惑をかけるようなことをしたら直ちに代金を支払って退店する、と伝えた。ところが、店長は、「いえ、申し訳ありませんが、店の方針でして、外国の方にはすみませんがご遠慮いただいております」と平謝りするだけで、やはり入れてくれなかった。シャクラでも同様だった。

アイレスさんたちは、外国人労働者のための法律相談を pro bono 活動として行って

いたあなたに相談してきた。そこで、あなたは、3月1日に、まずは店側の事情を訊く必要があると考え、ワミタとシャクラの店長に尋ねてみた。すると、次のような回答であった。

「ええ、申し訳ありません。外国の方をお断りするというのは、いけないことだとは思っています。ですが、ご存じと思いますが、外国の方は日本の習慣を必ずしも理解しておられず、ご自分たちのお国でしているように店で騒がれることがあり、困ってるんです。騒がれるだけなら、こういう商売ですし別に構わないのですが、『うるさいからおまえの店には行かない』というお客さんが増えて、店に入られても外国の方がいらっしゃることを見るとそれだけで店から出てしまうお客さんが多くなってきたのです。今年の1月は、昨年と比べて売上げが半分になってしまいました。そこで、悪いことだとは思いますが、2月からは外国の方はご遠慮いただくようにしているのです。」
(ワミタ)

「ワミタさんのおっしゃるとおりです。差別はいけないということはよくわかっています。でも、外国の方を受け入れていると私たちは店をやっていけなくなるんです。その場合は、弁護士さん、あなたが店を維持するお金を出してくれますか？ もし出してくれるのなら、喜んで外国の方もお店に来て頂きます。私たちだって、本当はこんなことしたくないんです。」(シャクラ)

アイレスさんは、3月8日に、街の将棋クラブに出かけた。日本文化に興味があり、おもしろそうだとも思ったからである。ところが、そこでもやはり外国人であることを理由に入会を断られた。アイレスさんから相談を受けたあなたは、将棋クラブの会長に電話して事情を尋ねてみた。

「私たちは日本文化の粋を極めるために将棋をやっているのであって、日本文化がわかるはずもない外国人のお世話をするつもりはありません。たしかに、倶楽部に掲げている会則には、入会条件として『将棋を愛好する人であること』としか書いていませんが、それはそもそも外国人が来るとは思ってもいなかったからで、今回のようなことが続くようなら、『日本人に限る』という条件を加えようと思っています。だいたい、好きでやっている集まりなので、誰を入会させるかについて弁護士さんにとやかく言われることはありません。」(会長)

以上